

1 複合新庁舎の基本方針と機能

(1) 基本方針と機能の整理方法

複合新庁舎整備の検討に当たっての基本的な考え方に基づき、複合新庁舎整備の基本方針を定めます。さらに、基本方針を実現するために配慮すべき機能について具体的に検討し、現庁舎の抱える課題を解決していきます。基本方針と機能は、次のフロー図のとおり整理します。

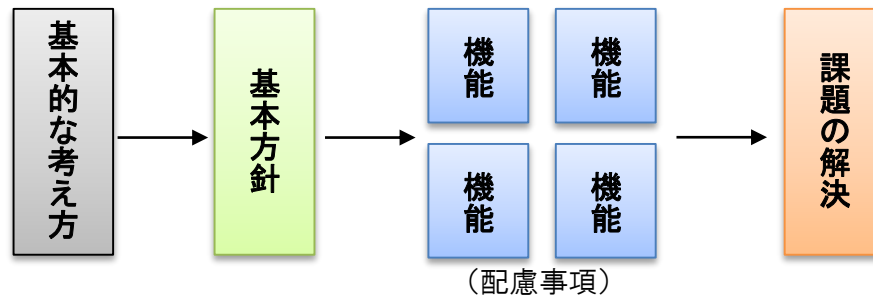


図1 基本方針と機能の整理フロー

(2) 基本方針と機能

ア 市民に親しまれ、まちづくりの拠点となる施設

市民が気軽に訪れたいくなる、市民に開かれた新たな時代の施設となるよう、整備後の庁舎については、利用率・稼働率を高めるため、公共施設再配置基本計画において市民から必要性が高いとの意見が出された、市民文化施設、スポーツ・レクリエーション施設、子育て支援施設などを含めた複合施設として整備を検討します。

基本方針（案）

- ① 市民に開かれた、親しまれる庁舎
- ② 歴史・文化を尊重し、まちづくりの拠点となる庁舎
- ③ 市民の健康維持と子育てをサポートする庁舎

① 市民に開かれた、親しまれる庁舎

市民と行政の協働によるまちづくりを推進するための情報や、各種市民団体やボランティア団体が活動できる場所を提供することで、市民自治の拠点となる庁舎とします。また、市民が気軽に利用できる施設や交流の場等により、市民に開かれ、市民と交わる「まちづくりの拠点」として、親しまれる庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

（開かれた庁舎に関する機能）

- 各種市民団体やボランティア団体の活動や行政との交流に利用できる会議室
- 閉庁時でも、気軽に利用できる会議室やミーティングスペース
- 市民が気軽に利用できるレストランや売店
- 屋外でゆっくり休める緑のあるスペース
- イベントや物産展などが開催できる屋外広場

●市政、暮らしやイベントに関する情報コーナー

(開かれた議会に関する機能)

○傍聴機能が充実した、市民に開かれた議会

○日頃から市民が気軽に訪れることのできる開放的で親しみやすい議会

○誰もが見やすく、聴きやすい、出入りしやすい傍聴席



図2 市民利用スペースの例



図3 明るく開かれた議場の例

② 歴史・文化を尊重し、まちづくりの拠点となる庁舎

始良市の歴史や文化を尊重し、周辺環境に配慮した景観を整備することにより、市民に親しまれ愛着が持たれる庁舎とします。歴史文化の情報発信や市民の学習・文化活動を推進する文化の拠点として市民に親しまれ、文化交流の場、心安らげる憩いの場となる庁舎とします。同時に、窓口機能や相談機能を充実させ、すべての市民の目的に応じてわかりやすい市民サービスを提供する庁舎とします。さらに、地場産業のPR機能を備えた観光物産の展示・販売スペースや観光案内所の設置を計画します。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

(歴史・文化交流に関する機能)

○ロビー空間を活用したコミュニティスペースや市民ギャラリー

○気軽に利用できる談話コーナーや喫茶スペース

●美術品などの展示スペース

●観光案内所

●市民が文化活動など多様な活動に利用できる会議室などのスペース

(景観整備に関すること)

●周辺環境と調和した建物



図4 ロビー空間のギャラリー利用等の例

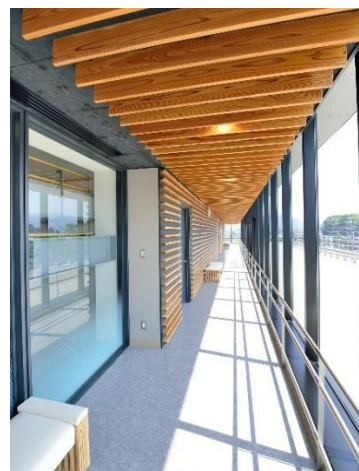


図5 展望談話スペースの例

③ 市民の健康維持と子育てをサポートする庁舎

健康意識が高まるなか、市民の主体的な健康づくりを支援するため、気軽に利用できる健康相談や健康増進の環境を整備し、市民一人ひとりが健康で生きがいと安らぎのある社会の実現を推進します。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 市民の健康相談、健康維持管理に関する機能
- 健康増進を図る保健センターなどの施設
- 体育館などの健康増進スペース
- 一時預かりなどの子育て支援施設

イ 地域防災拠点としての施設

災害発生時における利用者の安全を確保するとともに、市民の生命と財産を守るための機能を有し、災害からの復旧・復興に欠かせない行政機能を確保することができる「安全・安心な施設」を実現します。

基本方針（案）

- ① 災害に対して十分な防災拠点機能を備える庁舎
- ② 十分な耐震性能を有し、安全性の高い庁舎

① 災害に対して十分な防災拠点機能を備える庁舎

台風や地震・水害などの災害発生時に、関係機関と連携をとりながら防災拠点として市民の安全を守る庁舎とします。また、被災後は復旧・復興の拠点として被害情報の収集や応急・救援活動の機能を持続できるシステムを構築するなど、危機管理機能を強化した庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 災害時に対応できる災害拠点機能
- 非常電源設備（自家発電機設備）などの非常時バックアップ設備
- 棚、備品類の破損・落下・転倒防止対策
- 災害対策用の資機材や生活支援物資を備蓄する保管庫
- 災害時の救援活動スペースとして活用できる駐車場
- 一時避難所
- 他の機関と連携する防災対策室
- 防災情報システムや情報通信設備



図6 災害対策本部にもなる庁議室の例



図7 非常用発電設備の例

② 十分な耐震性能を有し、安全性の高い庁舎

耐震性能の高い庁舎とし、大地震などの災害発生時においても、市民や職員の安全を確保し、防災拠点としての機能を維持できる安全性の高い庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

（耐震安全性に関すること）

庁舎は、防災拠点施設として、災害発生時の司令塔としての機能はもとより被災後の住民生活やまち全体の復旧・復興に欠かせない行政機能の維持確保といった重要な役割を担っています。

このように、災害時に庁舎が被災した場合の社会的影響を考慮し、防災拠点施設となる官庁施設については、国土交通省の基準により耐震安全性の目標が定められています。したがって、表1のとおり耐震安全性の分類上最も強固な耐震性能を確保するために、以下の耐震安全性を目標とします。

耐震安全性の目標

- 構造体（柱、梁、床など）……………Ⅰ類
- 非構造部材（天井材や内外装仕上材、ガラスや棚など）…A類
- 建築設備（電気、空調、給排水衛生設備など）……………甲類

表 1 耐震安全性の目標（官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説）

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

（構造形式に関すること）

建物の構造方法は、**耐震構造・制震構造・免震構造**の3つの方式に区分されます。制震構造は一般に高層・超高層建築物において採用される構造であり、低層から中層の建物では十分に効果を発揮しにくいとされることから、比較の対象外とします。

表 2 は、耐震構造と免震構造について、大地震動※を受けた場合の状態等について比較したものです。大地震後においても初動体制が確立され、一時避難所など市民の安全・安心が保障できる防災拠点施設として、本庁舎の構造形式は免震構造が望ましいといえます。

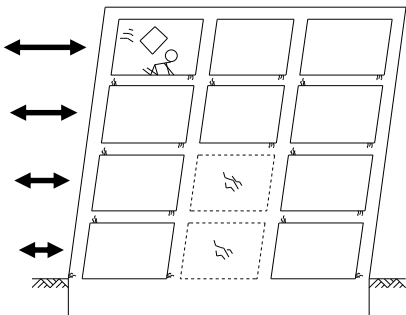
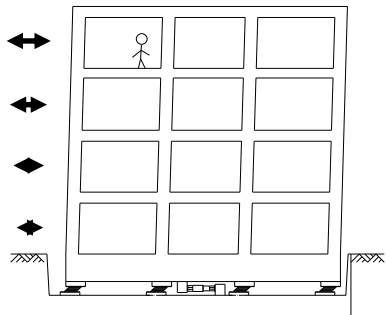
今後、建築計画を進める中で構造合理性や経済性を十分に検討しながら、本庁舎の構造形式として免震構造が妥当であるかについて検証を行なっていきます。

※大地震動

建築物の耐用年限中に一度遭遇する可能性のある地震動のこと。

関東大震災級の地震動として地動の最大化速度で約 300～400gal (cm/s²) 程度、気象庁の震度階の震度 6 強～7 程度、マグニチュード 7.0～7.5 程度の地震動を想定する。

表2 構造形式の比較

概念図	耐震構造	免震構造
		
	揺れの大きさの程度（イメージ）	
概要	建物全体で地震による揺れに耐える構造 柱や梁などの構造体のみで地震に耐えるように設計された建物であり、地震に耐える力を大きく確保する必要があるため、耐震要素としての耐力壁やブレースが必要となる。	建物に対する地震の揺れを遮断する構造 基礎部分に免震部材を設置し、建物を地面から切離すことで地震からの影響を少なくする建物であり免震部材上部の構造体を他の構造よりスリム化することができる。
揺れ方	・地震エネルギーがそのまま伝わり、揺れに合わせて激しく揺れる。	・耐震構造に比べ、地震エネルギーを半分以下に低減し、大きくゆっくりと揺れる。
建物の状態	・柱や梁などの構造体の損傷は少ない ・外壁等の仕上げ材や設備に被害あり ・家具は転倒、損傷の可能性が大きい	・柱や梁などの構造体の損傷はほとんどない ・外壁等の仕上げ材や設備は、ほぼ無被害 ・家具の転倒、損傷を防止
建設費	・免震構造に比べて安価	・耐震構造に比べて、免震装置及び地下部分の工事費が必要 (免震層の掘削とコンクリート躯体費用の増) ※耐震構造と比較して、地上部分の構造体に係る費用を軽減することが可能
補修費	・免震構造に比べて補修費用は大きい	・補修費用は、ほとんど発生しない
手続き	・規模等により構造計算適合性判定が必要	・性能評価、国土交通大臣認定が必要 (約6か月)
工期	・一般的な工期設定が可能	・免震層の工事に係る工期が必要 (約10～15%増)
建築計画の特徴	・耐震壁などの耐震要素により、大空間の確保が困難 ・建物外壁に近接して、駐車場や車路・歩道の計画が可能。	・上部構造体のスリム化により大空間が確保できるなど、平面計画の自由度が高い ・免震装置可動域の確保（外周約2m程度） ・可動域（約60cm程）のため、建物外壁に近接して駐車場や車路・歩道を計画出来ない。

ウ ユニバーサルデザインを取り入れた、人にやさしい施設

子どもから高齢者まであらゆる年齢層の来庁者や障がい者、外国人など誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの理念を取り入れた人にやさしい施設とします。

基本方針（案）

- ① すべての来庁者が利用しやすい庁舎
- ② すべての来庁者にわかる案内表示

① すべての来庁者が利用しやすい庁舎

すべての人が不自由なく快適に利用できるように、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」及び「鹿児島県福祉のまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインによる施設整備を行います。

高齢者や障がい者が利用しやすいエレベーターやトイレの設置をはじめ、ローカウンターを備えた窓口、ゆとりのある通路など、すべての人にやさしい庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

●高齢者、障がい者、外国人など誰もが利用しやすい施設

- 上下階への移動が容易に行える、エレベーターなど適切な昇降設備
- 高齢者、小さい子ども連れの方、障がい者などに配慮したローカウンター
- 車椅子利用者と窓口利用者・歩行者と余裕をもって利用できる通路幅
- 多目的トイレ

●子育て世代に配慮したキッズスペースや授乳室

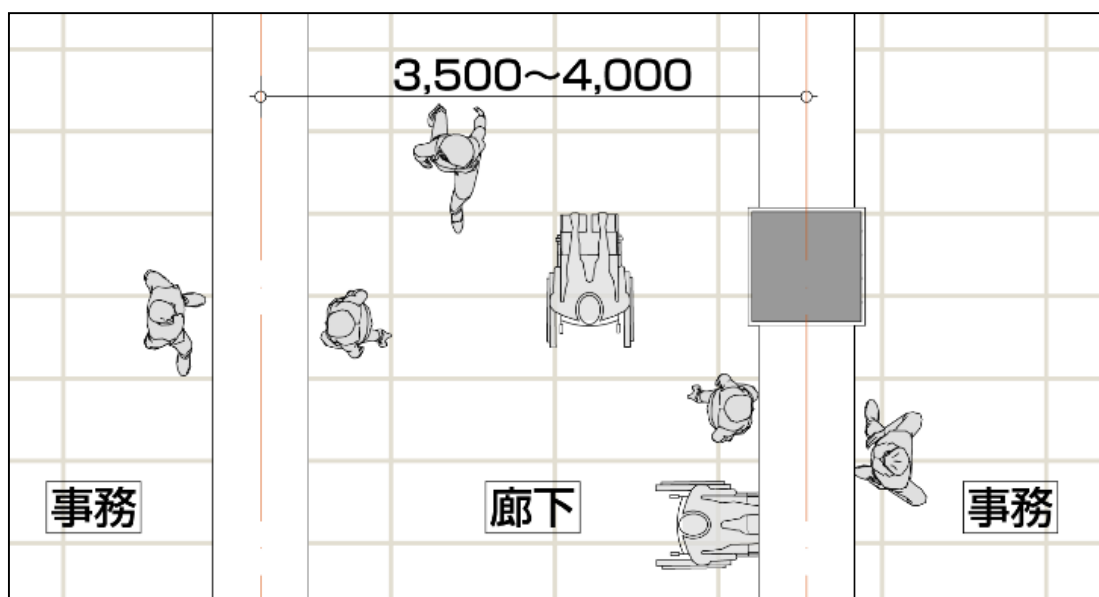


図8 ゆとりのある廊下幅の例

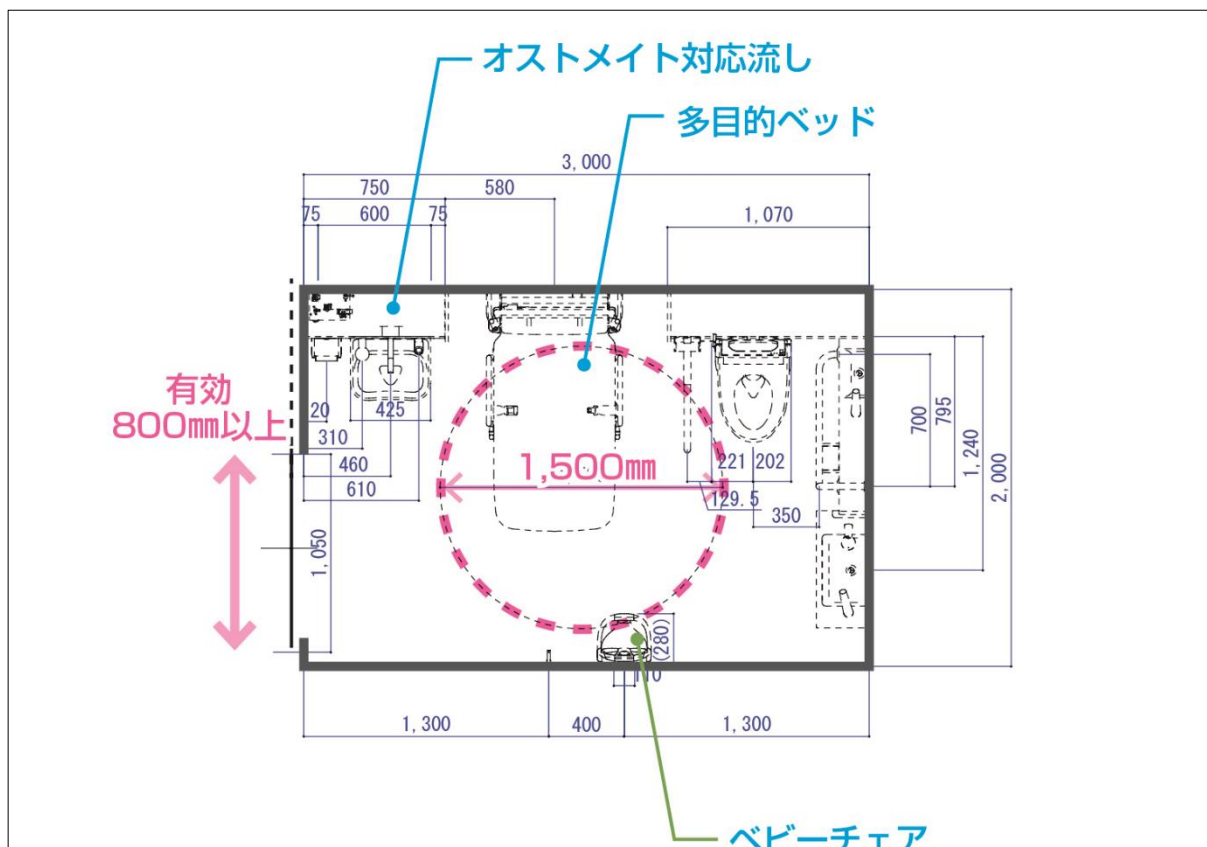


図9 多目的トイレの例

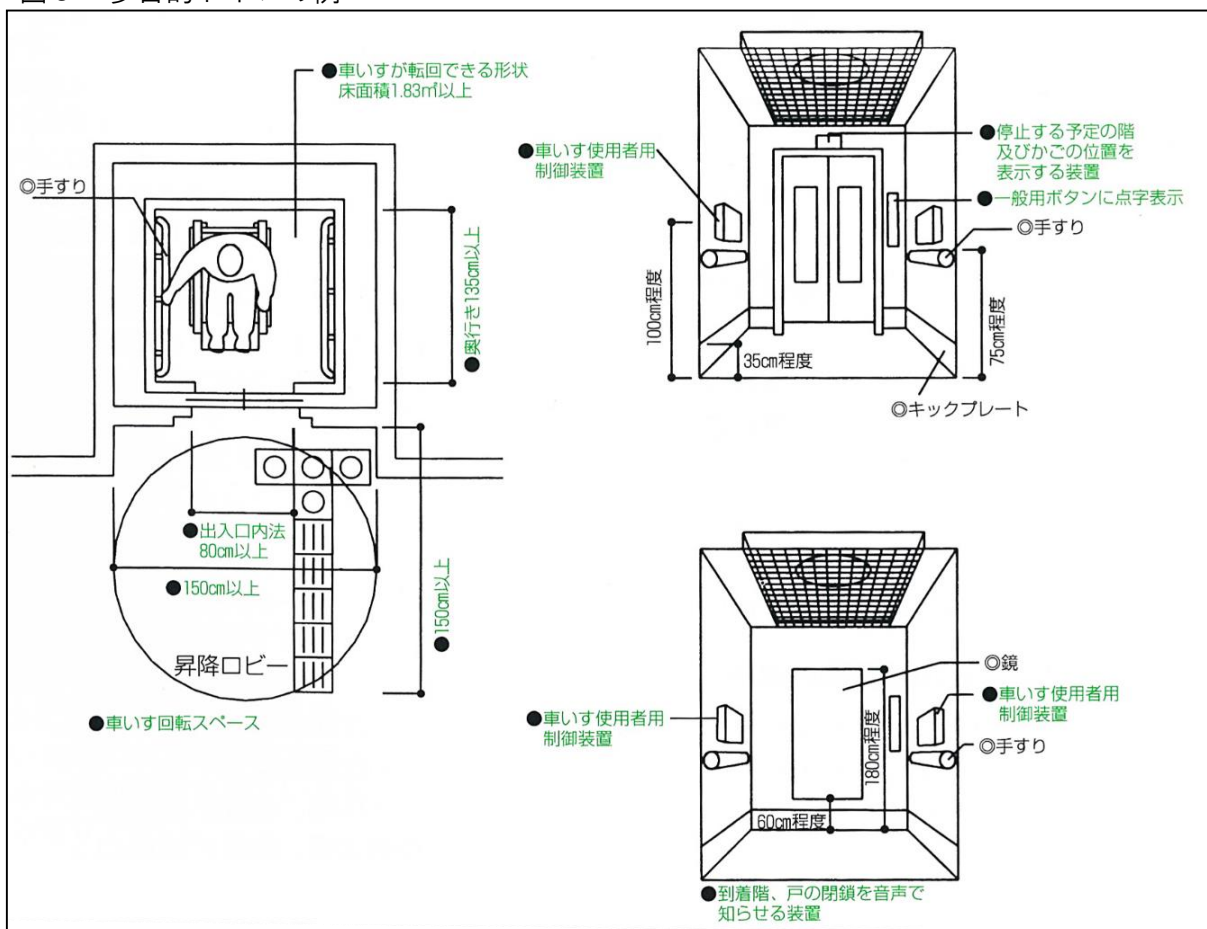


図10 エレベーターの整備例[鹿児島県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル]

② すべての来庁者にわかる案内表示

高齢者、障がい者ばかりではなく、子どもや外国人にも分かりやすい案内やサインを計画し、誰もが見やすい位置と高さに設置します。用件のある部署を迷いなく訪れることができるよう、よりわかりやすい案内表示を検討します。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

○視認性ばかりではなく、音声案内等も含めすべての人がわかる案内

○点字ブロック

エ 環境にやさしく、経済的な施設

再生可能エネルギーや省エネルギーシステムを積極的に導入し、環境負荷の低減を図ることで「地球環境に優しい施設」を実現します。また、ランニングコストの低減や施設の長寿命化を見据えた整備計画とします。

基本方針（案）

① 自然エネルギーを活用した庁舎

① 自然エネルギーを活用した庁舎

地球温暖化防止策の一環として、自然採光や自然換気、太陽光発電などの自然エネルギーを活用し、環境負荷の低減に努めるとともに、建物自体の長寿命化や設備機器の更新への対応を容易にするなど、維持管理がしやすく長期的に経済効率の高い、地球環境にやさしい庁舎とします。また、国土交通省が策定した「環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）計画指針」を参照し、グリーン庁舎の実現を目指します。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

●自然エネルギー、省エネルギーなど環境へ配慮した庁舎

○自然通風や自然エネルギーの採用による、空調負荷の低減

○耐久性を考慮した合理的な計画による、長寿命な庁舎

○雨水を有効に利用する施設

○クールチューブ（地中熱を利用した空調設備）

○日除けルーバーによる日射対策

○維持管理費等の総合的な省エネルギー対策システムの導入

○太陽光発電や自然採光の有効活用

○屋上緑化や壁面緑化

○環境に対する意識を高める設備など

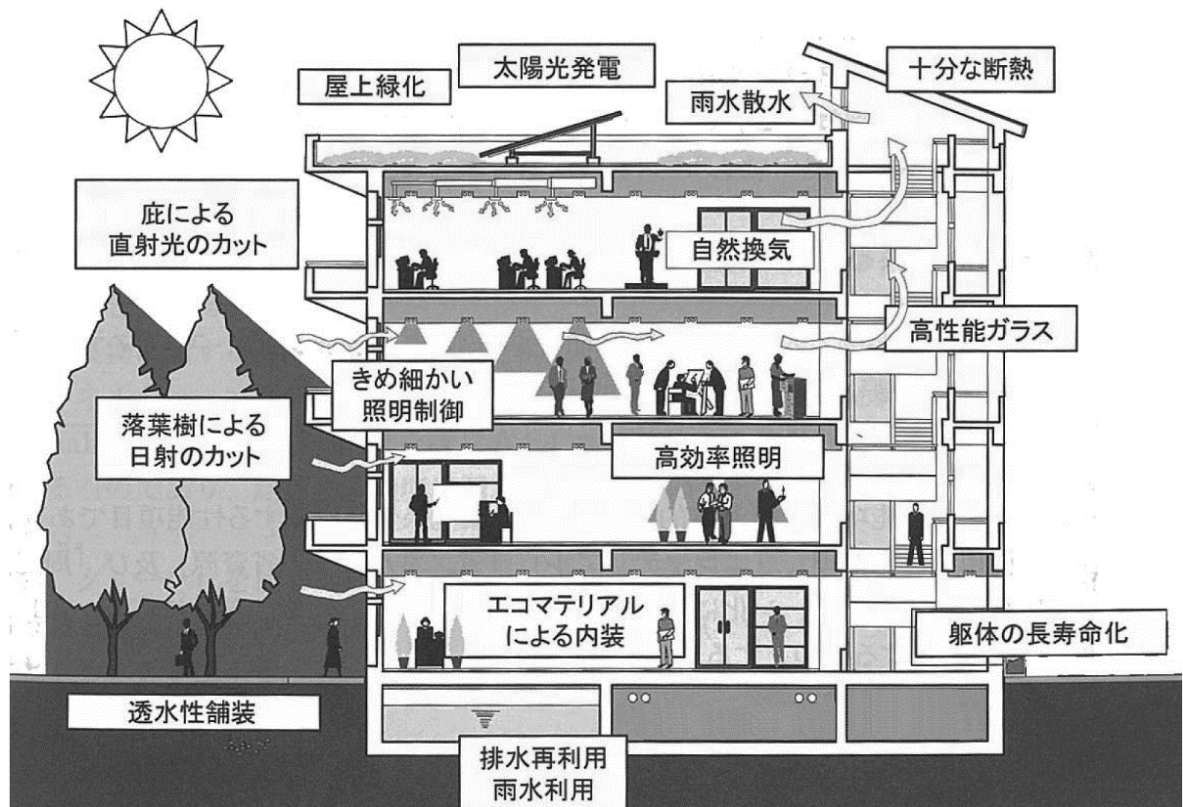


図 11 環境配慮型庁舎のイメージ [国土交通省 グリーン庁舎基準及び同解説]

オ 市民サービスの向上を実現化する施設

来庁者の利便性を高めるため、窓口部門などの機能を統合し、さまざまな手続きを同じフロアで行える「ワンフロアストップサービス」の導入の検討や個人情報保護の観点から市民が安心して相談できるような相談スペースを確保するなど、市民にとって利用しやすい行政機能を備えた施設とします。

基本方針（案）

- ① わかりやすく、利用しやすい庁舎
- ② 利便性の高い庁舎

① わかりやすく、利用しやすい庁舎

庁舎を訪れた市民が迷うことなく簡単に用事を済ませることができるように、分かりやすい部署の配置や総合案内、総合窓口(ワンストップサービス)機能を充実した庁舎とします。また、プライバシーを確保できる相談窓口の設置や、子ども連れでも庁舎を利用しやすいよう、キッズコーナーや授乳室を設置するなど、誰もが安心して利用できる庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 相談・申請・手続き等の用件が同じフロアで済むワンフロアストップサービス

- プライバシーに配慮した相談窓口や相談スペースの充実
- 利用者数に応じた、広い待合スペース
- 車椅子でも利用しやすいローカウンター



図 12 窓口カウンターのイメージ



図 13 キッズコーナーの例

② 利便性の高い庁舎

始良市では、移動の手段として自動車による割合が高く、新庁舎では公共交通との連携や高速道路のスマート IC の完成を視野に入れ、市内各地区だけでなく市外からも交通利便性の高い庁舎とします。また、市民の生活利便性向上の観点から、金融機関の A T M、売店などの生活利便施設の整備を計画します。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 利用しやすい駐車場や駐輪場
- イベント等にも活用できる駐車場計画
- 公共交通機関の利便性が高い庁舎
- 郵便局や銀行など金融機関の出張所
- 郵便局や銀行など金融機関の A T M
- 売店などの生活利便施設
- 図書室

力 機能性・効率性の高い施設

市民ニーズの変化に柔軟に対応できる行政機能を確保し、更に効率的で効果的に業務を行うため、また、第 2 次始良市行政改革大綱を踏まえた第 2 次定員適正化計画及び第 2 次組織機構再編計画の更なる推進が必要であることから、行政組織及び行政機能を集約します。併せて、適切な規模の執務空間、会議室・相談スペースの確保、書類等の保管スペースの確保や情報ネットワークの整備、部署間の連携などに配慮した執務環境を整えます。

基本方針（案）

- ① 効率が高く無駄の無い庁舎
- ② 機能の集約と連携が図りやすい庁舎
- ③ 高度情報化社会に対応した庁舎
- ④ 将来的な組織や市民ニーズに柔軟に対応できる庁舎

① 効率が高く無駄の無い庁舎

スペースの共用化や効率的なレイアウトを実現することで、効率が高く無駄のない庁舎とし、イニシャルコストやランニングコストを抑制して、将来の世代に残していく施設として負担の少ない適切な庁舎を整備します。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 会議室や委員会室等の共用による効率化
- 耐久性やメンテナンス性に配慮した仕上げ材

② 機能の集約と連携が図りやすい庁舎

行政機能を集約した市庁舎として、適切な執務空間を整備します。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 見通し良く職員の連携が図りやすい執務空間



図 14 自由な平面計画を可能とする
執務室の例

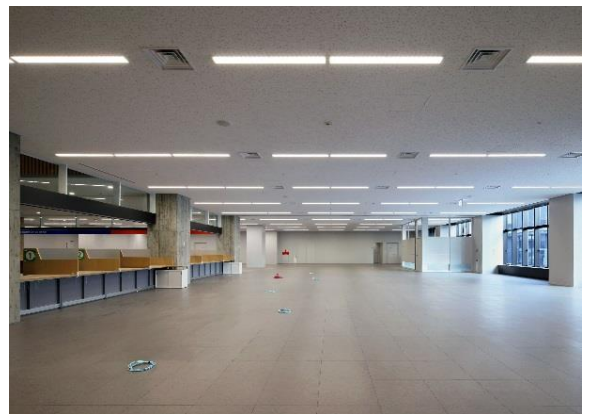


図 15 柱がなく様々な平面計画に
対応可能な執務室の例

③ 高度情報化社会に対応した庁舎

急速に発展している高度情報化社会に対応し、情報センターとして、市政の情報を市民に公開する施設の整備や、情報通信技術（ICT）を活用した情報提供・情報発信により、誰もが必要とする情報を入手できる庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 市政情報公開の情報センター
- 歴史的・文化的な魅力や観光情報、市政やイベントなどのPRコーナー
- 地場産業のPR機能を備えた観光物産の展示・販売スペース
- 市民や各種市民団体の声を市政に反映させる情報受信機能

④ 将来的な組織や市民ニーズに柔軟に対応できる庁舎

長期間利用する庁舎として、組織変更があった際や、市民ニーズが変化して新たなスペースが必要になるなど、将来的な変化に対して柔軟にスペース・間仕切りの変更などが可能なフレキシビリティの高い庁舎とします。

この基本方針を実現するために、次の機能について検討します。

- 将来的な市民ニーズの変化にも柔軟に対応可能な多目的スペース